

容量市場 業務マニュアル（実効性テスト編）について

＜ベースライン算定における当日調整対象時間について＞

2021年11月25日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 2021年10月に容量市場 業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）の案について意見募集を実施した。
- 意見募集においては、ベースライン算定における当日調整対象時間について、現在の電源 I '公募に用いられている「5時間前から2時間前まで」の設定へ揃えてはどうか、とのご意見を受けている。
- この設定については、容量市場の問合せ窓口や資源エネルギー庁に対しても、これまでに同様の主旨のご意見が寄せられているところ。
- 今回、改めて本件について整理するとともに、対応の方向性を取りまとめたのでご議論いただきたい。

- 業務マニュアル（実効性テスト編）の意見募集に寄せられたご意見、および過去の意見募集でのご意見では、**当日調整対象時間について「5時間前から2時間前まで」の設定へ揃えてはどうか、との指摘をいただいている。**

＜業務マニュアル（実効性テスト編）の意見募集で寄せられたご意見＞

需要抑制の場合のベースライン算定について、**High4of5の当日調整の対象時間については、5時間前から2時間前まで**も選択可能なように要件緩和をお願いいたします。要件緩和については、発動指令電源提供事業者および容量市場へ参加予定の事業者単位、または需要家単位で設定可能なようにお願いいたします。

背景としてはすでに**他の事業や調整力公募では、新しいERABガイドラインに基づくベースライン算定が主流となっており、システム改修のインパクトが大きい**ためです。旧ベースライン（4時間から1時間前で補正）以外を認めないとしてしまうと、22年度は実効性テストと調整力公募で異なるベースライン設定となり不都合が生じ、また、24年度を想定すると、実効性テストのベースラインと実需給のベースラインが異なるという事態を招いてしまいます。

※参考

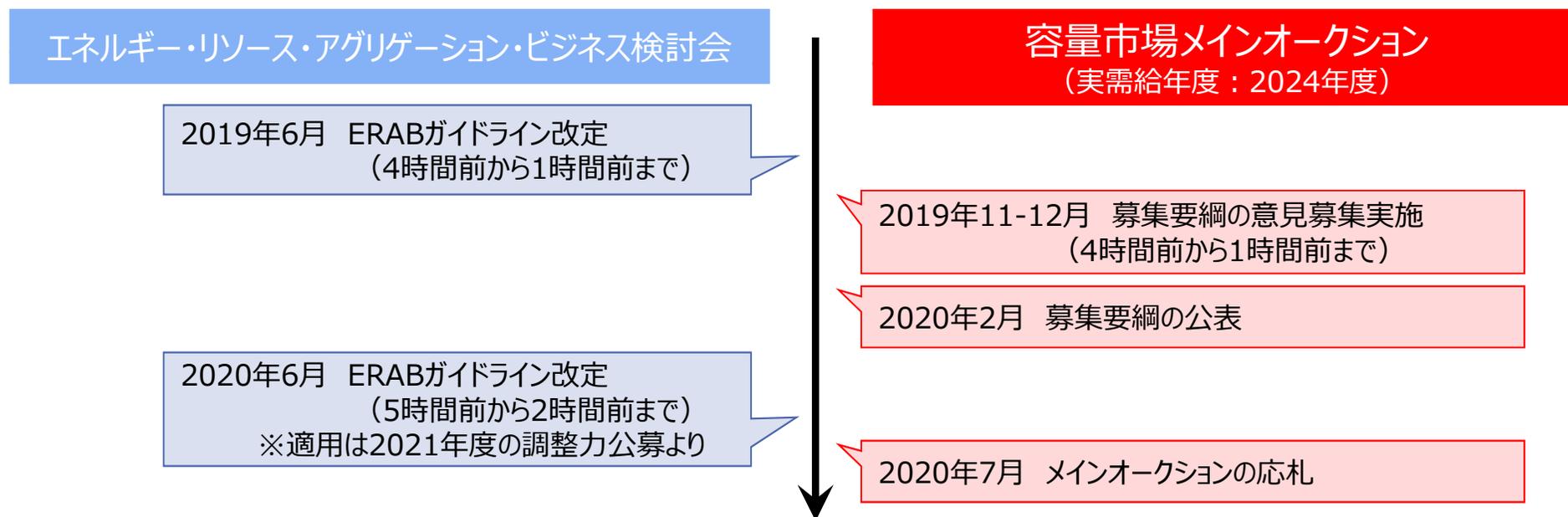
＜2021年度（実需給年度2025年度）募集要綱の意見募集で寄せられたご意見＞

■「別紙ベースラインの算定方法1.②」において、2024年度の実需給年度の場合、ベースライン算定における当日補正の時間帯が「4～1時間」となっているがなぜか。

ERABガイドラインは2020.6月に改正され、当日補正に用いる時間は5～2時間前になっていることから、**2024年度も5～2時間前に統一を図って頂きたい。**

3. ERABガイドラインの改定について

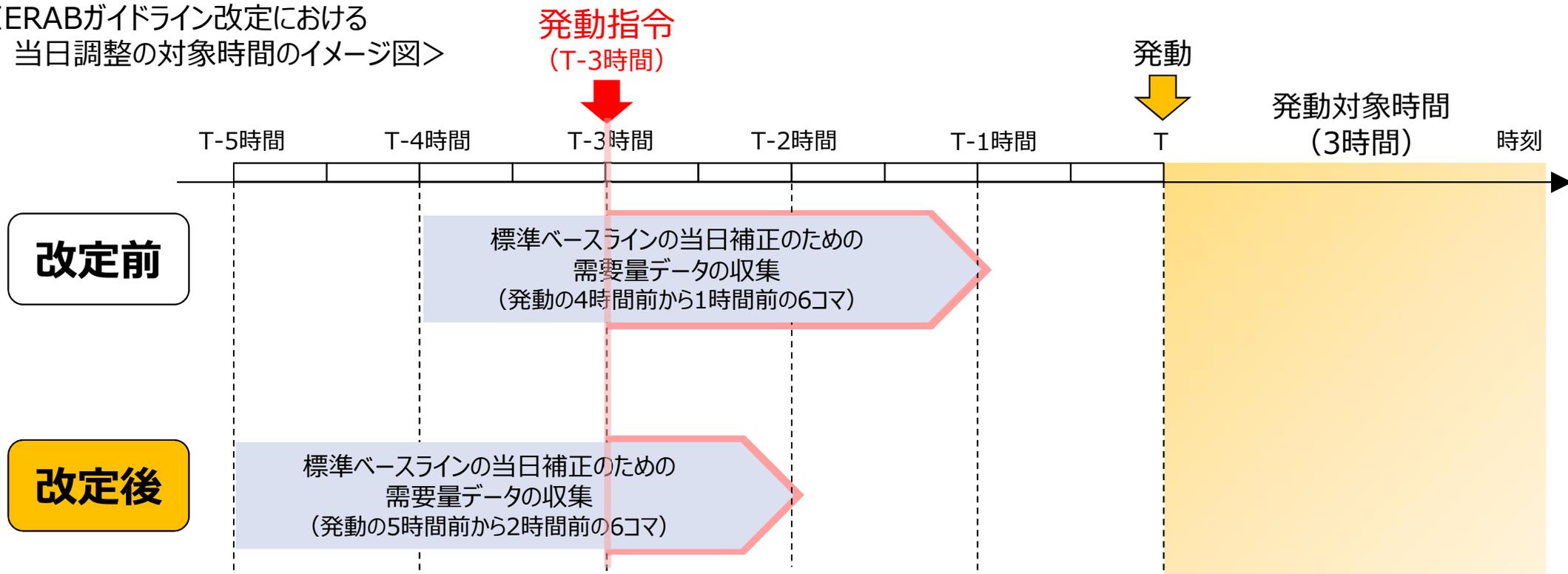
- ベースライン算定における当日調整対象時間は、設定時間の変更について、2020年5月の第12回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会で諮られた。
- 具体的には、「4時間前から1時間前まで」の設定時間を、「5時間前から2時間前まで」へ変更を行うこととし、2020年6月にエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（以下、「ERABガイドライン」という）が改定された。電源I'の調整力公募では、この改定の後の実施となる2021年度より適用されている。
- 一方、容量市場の2020年度メインオークション（対象実需給年度:2024年度）の募集要綱は2019年11～12月の意見募集の実施を経て、2020年2月に公表を行っており（応札は、それを踏まえて2020年7月に実施）、上記設定時間の変更は公表後に制度変更となった状況であった。



4. ERABガイドライン改定の背景

- ERABガイドラインの改定は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会での検討と意見募集を経て、**各類型における当日調整の対象時間を統一する観点**から行われている。
- また、DR指令はDR実施時間の3時間前に発出されることから、ベースラインの算定が「4時間前から1時間前まで」と設定されていた場合、DR指令を受けてから発動開始までの時間を用いて、この間に**需要を増やしてベースラインを意図的に大きくすることができてしまう可能性がある**※**観点**も踏まえて、今回の改定内容としている。

<ERABガイドライン改定における
当日調整の対象時間のイメージ図>



意見募集にいただいたご意見の概要

- 2020年4月21日までに実施したERABガイドライン改定案に対するパブリックコメントにおいて、標準ベースラインにおける当日調整の対象時間を、各類型において「DR実施時間の5時間前から2時間前」に統一すべきとのご意見をいただいた。

第12回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会資料より

標準ベースラインにおける当日調整の改定案（まとめ）

- 現行のERABガイドライン（2019年4月改定版）の規定では、当日調整の対象時間はDR発動時間に近い方が当日調整の効果が大きいと考えられることから、当日調整の対象時間を「4時間前から1時間前までの30分単位の6コマ」を対象としていた。
- 一方で、標準ベースラインの当日調整の対象時間を、全ての類型において「5時間前から2時間前までの30分単位の6コマ」に統一すると、以下のようなメリットがある。
 - 現行のガイドラインの規定では、DR指令を受けてから発動開始までに余裕があり、この間に需要量を増やした場合、ベースラインを意図的に大きくすることができてしまうが、「4時間前から1時間前までの30分単位の6コマ」に比べると意図的に需要量を大きくする時間が限られる。
 - ベースライン算定方法が統一され、DR事業者が需要家とDR契約を協議する際の説明が容易となる。
 - 需要家に早めにベースラインを通知できる。
- 以上を踏まえて、標準ベースラインの当日調整の方法を、全ての類型において「5時間前から2時間前までの30分単位の6コマ」としてはどうか。

5. 現状の電源 I' および容量市場における取扱いについて

- 2021年度および2022年度の電源 I' の調整力公募では、ベースライン算定の当日調整対象時間は「5時間前から2時間前まで」としている。
- 容量市場においては、2021年度のメインオークション（実需給対象年度：2025年度）より「5時間前から2時間前まで」の設定を用いている。
- **したがって、2020年度のメインオークション（実需給年度：2024年度）の設定が、「4時間前から1時間前まで」の設定となっている。**

<各制度における、ベースライン算定の当日調整対象時間の設定状況>

| 実需給年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 (見込) | 2024 | 2025以降 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 各制度 | <調整力公募> 電源 I' | | | | <容量市場> 発動指令電源 | |
| 当日調整 対象時間 | 4時間前から 1時間前まで | 5時間前から 2時間前まで | 5時間前から 2時間前まで | 5時間前から 2時間前まで | 4時間前から 1時間前まで | 5時間前から 2時間前まで |

- 容量市場の市場設計は、**実需給年度の4年前に中長期的な供給力を募集**するものであり、**実需給年度の4年前にオークションを行う仕組みのため、メインオークションから実需給年度の期間に何らかの制度等の変更が発生する可能性**は常に考えられるところ。
- しかしながら、事業者は、募集要綱を踏まえて事業性等を検討して応札を実施することとなるため、**その後**に生じた**制度変更等の適用は限定的であるべき**と考えられる。

6. 容量市場における取扱いについて（その2）

- 一方で、今回のベースライン算定の当日調整対象時間の変更については、**需要量を増やしてベースラインを意図的に大きくすることができてしまう可能性も考慮して見直しされたものであり、また、すでに事業者としても、電源 I 'の調整力公募において2021年度から2023年度までの「5時間前から2時間前まで」の設定に対応しているところ。**
- したがって、本件のような場合は、
 - 制度変更が、制度の不具合を考慮したものであること
 - 容量市場の実需給年度以前から適用されていること
 - 対象となる事業者に、過度な不利益変更とならないこと（その確認として、今回は意見聴取を行う）であるような場合において、変更の適用について検討を行うこともあり得るものと考えられる。
- ついては、**対象となる発動指令電源の契約事業者に対して本件について意見を求めたうえで、今回の変更の適用の是非について検討を行うものとしてはどうか。**

- 本検討会で議論を行うにあたり、対象となる発動指令電源提供者について本件の意見を伺ったところ、**全事業者から、「5時間前から2時間前まで」へ変更することに関して、対応が可能であるとの回答**をいただいた。
- ついては、対象となる事業者の意見確認で対応可能との回答をいただいている状況、および本検討会のご議論を踏まえつつ、約款および業務マニュアル（実効性テスト編）等について、**発動指令電源の当日調整対象時間を「5時間前から2時間前まで」に変更することとしてはどうか。**

- 今回、業務マニュアル（実効性テスト編）についての意見募集を皮切りに、ERABガイドライン改定の経緯等を踏まえて、当日調整対象時間の変更について検討を行った。
- 容量市場では、募集要綱や約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後に生じた制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられる。
- 一方、制度変更が生じた要因や事業者の納得性も考慮することを考えると、本件のような場合においては、制度変更が生じた要因や対象となる事業者のご意見を踏まえつつ、変更の適用について検討を行うことは可能であるものと考えられる。
- ついては、対象となる事業者のご意見、および本検討会のご議論を踏まえて、約款や業務マニュアル（実効性テスト編）等について、発動指令電源の当日調整対象時間を「5時間前から2時間前まで」に変更することとする。